

熊本県公報

第 1 1 6 2 9 号
平成 19 年 11 月 30 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 規 則**
- 熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………(少子化対策課) 1
- 告 示**
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定事項の変更……………(障害者支援総室) 2
- 公有水面埋立免許の出願……………(漁港漁場整備課) 3
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 4
- ”……………(”) 4
- 道路の供用開始……………(”) 5
- 平成 20 年度自動車税納税通知書等に係る委託業務……………(税 務 課) 5
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 6
- ”……………(”) 6
- 公 告**
- 平成 20 年度自動車税納税通知書等に係る委託業務の一般競争入札の実施……………(税 務 課) 7
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示……………(森林保全課) 9
- 土地区画整理組合の理事の氏名及び住所……………(都市計画課) 9
- 平成 20 年熊本県歯科技工士試験の実施……………(医療政策総室) 10
- 登 載 依 頼**
- 地域交通安全活動推進委員の委嘱……………(警察本部交通企画課) 11
- 有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表 (公告)……………(有明海自動車航送船組合) 12
- 熊本県国土利用計画審議会土地利用計画特別委員会の開催……………(地域振興部地域政策課) 23
- 正 誤**
- 平成 19 年 7 月 25 日熊本県告示第 649 号 (大門港公有水面埋立しゅん功認可) 中……………(港 湾 課) 23

規 則

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 11 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 62 号

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
熊本県児童福祉法施行細則 (昭和 43 年熊本県規則第 34 号) の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「第 21 条の 9 第 1 項」を「第 20 条第 1 項」に改める。

第 11 条第 1 項中「第 21 条の 9」を「第 20 条」に、「第 21 条の 9 の 6」を「第 21 条の 5」に改める。

別表第 1 備考 1 中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 3 項」に改め、同表備考 2 中「第 26 号) 」の次に「所得税法等の一部を改正する等の法律 (平成 18 年法律第 10 号) による廃止前の」を加え、同表備考 2 (2) 中「、第 2 項及び第 3 項」を「及び第 2 項、第 41 条の 2 並びに第 41 条の 19 の 2 第 1 項」に改める。

別表第 3D8 の項中「1,165,000 円」を「1,650,000 円」に改め、同表 D9 の項中「1,165,001 円」を「1,650,001 円」に改め、同表備考の項 1 中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 3 項」に改め、同項 2 中「租税特別措置法、」の次に「所得税法等の一部を改正する等の法律 (平成 18 年法律第 10 号) による廃止前の」を加え、同項 2 (2) 中「、第 2 項及び第 3 項」を「及び第 2 項、第 41 条の 2 並びに第 41 条の 19 の 2 第 1 項」に改め、同項 4 (3) 中「又は身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 17 条の 10 及び知的障害者福祉法 (昭和 35 年法律第 37 号) 第 15 条の 11 に定める施設訓練等支援費の受給者」を「、法第 24 条の 2 により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 6 条の自立支援給付の受給者 (同法第 5 条第 5 項、第 6 項、第 13 項、第 14 項及び第 15 項のサービ

スに限る。)又は同法附則第 22 条の特定旧法受給者」に改め、同項 4 (3) に次のように加える。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号) 第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

別表第 3 備考の項 5 に次のただし書を加える。

ただし、平成 18 年 10 月 1 日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、法第 24 条の 2 の障害児施設給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額 + 児童入所施設に係る徴収金基準額 × 0.1 × (当該世帯における施設入所児童の人数 - 1)」を当該世帯に係る上限 (当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、「障害児施設措置費 (給付費等) 国庫負担金及び知的障害者施設訓練費等国庫負担 (補助) 金について (平成 19 年 2 月 23 日厚生労働省発障第 0223004 号厚生労働事務次官通知) (以下「0223004 号通知」という。))」の別表 6-1 障害児施設徴収金基準額表 (扶養義務者用) に定める知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、法第 24 条の 2 に定める障害児施設に入所している児童等に係る徴収金基準額は、障害者自立支援法附則第 1 条第 2 号に定める日前の児童福祉法に基づく 0223004 号通知の徴収金基準額とする。)とし、その額がその月の利用者負担額 (法第 24 条の 7 に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに法第 24 条の 20 に規定する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額 (実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。)をいう。以下同じ。)を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は 0 円とする。

別表第 3 備考の項 6 (1) イ中「300,000 円」を「350,000 円」に改める。

別表第 4D8 の項中「1,165,000 円」を「1,650,000 円」に改め、同表 D9 の項中「1,165,001 円」を「1,650,001 円」に改め、同表備考の項 1 中「第 5 条第 2 項」を「第 5 条第 3 項」に改め、同項 2 中「租税特別措置法、」の次に「所得税法等の一部を改正する等の法律 (平成 18 年法律第 10 号) による廃止前の」を加え、同項 2 (2) 中「、第 2 項及び第 3 項」を「及び第 2 項、第 41 条の 2 並びに第 41 条の 19 の 2 第 1 項」に改め、同項 5 (2) 中「女子」を「者」に改め、「及びこれに準ずる父子家庭の世帯」を削り、同項 5 (3) 中「を除く。)」を「、法第 24 条の 2 により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法第 6 条の自立支援給付の受給者 (同法第 5 条第 5 項、第 6 項、第 13 項、第 14 項及び第 15 項のサービスに限る。)又は同法附則第 22 条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」に改め、同項 5 (3) イ中「(昭和 24 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号)」を削り、同項 5 (3) ウ中「障害基礎年金等」を「障害基礎年金手当等」に改め、同項 5 (3) に次のように加える。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

別記第 15 号様式の 3 中「10 万円」を「16 万円」に、「特定入所者食費等給付費」を「特定入所障害児食費等給付費」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第 3 (同表備考 4、備考 5 及び備考 6 の改正部分に限る。)及び別表第 4 (同表備考 5 (3) (イ及びウの改正部分を除く。))の改正部分に限る。)の規定は平成 18 年 10 月 1 日から、改正後の別表第 1 (同表備考 2 の改正部分に限る。)、別表第 3 (同表備考 2 の改正部分に限る。))及び別表第 4 (同表備考 2 の改正部分に限る。))の規定は平成 19 年 4 月 1 日から、改正後の別記第 15 号様式の 3 の規定は平成 19 年 7 月 1 日から適用する。
- この規則の施行の際現に改正前の熊本県児童福祉法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県児童福祉法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

告 示

熊本県告示第 1006 号

障害者自立支援法 (平成 17 年法律第 123 号) 第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。

平成 19 年 11 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
社会福祉法人煌 社会福祉法人煌 介護支援セ	事業所の所在地	熊本市新土河原二丁目 1-1	熊本市島町二丁目 13-6	平成 19 年 11 月 10 日

ンター・虹

居宅介護及び重度訪問介護

熊本県告示第1007号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項の規定に基づき公有水面埋立ての出願があったので、同法第3条第1項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のある者は、縦覧期間の満了の日までに意見書を提出することができる。

平成19年11月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 出願者の住所及び氏名

熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015 海浦漁港管理者 芦北町

2 埋立区域

(1) 位置

1 工区

葦北郡芦北町大字海浦字泊50の3地先並びに50の3、50の4及びこれらの区域に隣接介在する無番地（堤）地先公有水面

2 工区

葦北郡芦北町大字海浦字泊50の3、50の4及びこれらの区域に隣接介在する無番地（堤）地先並びに50の4地先並びに250の2に隣接する道路に隣接する無番地（堤）地先公有水面

(2) 区域

1 工区

次の1の地点から13の地点までを順次直線で結んだ線、13の地点と1の地点とを結ぶ平成18年秋分の日満潮位（D.L. + 3.66メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

1の地点 基準点 野添四等三角点（北緯32度20分21秒、東経130度29分11秒）から212度59分46秒 703.587メートルの地点

2の地点 1の地点から 144度54分27秒 25.305メートルの地点

3の地点 2の地点から 54度53分34秒 0.861メートルの地点

4の地点 3の地点から 144度54分28秒 32.224メートルの地点

5の地点 4の地点から 57度29分55秒 19.578メートルの地点

6の地点 5の地点から 327度18分46秒 0.140メートルの地点

7の地点 6の地点から 57度29分37秒 4.201メートルの地点

8の地点 7の地点から 147度48分43秒 0.140メートルの地点

9の地点 8の地点から 57度29分47秒 40.801メートルの地点

10の地点 9の地点から 327度10分04秒 0.139メートルの地点

11の地点 10の地点から 57度29分28秒 4.200メートルの地点

12の地点 11の地点から 147度20分41秒 0.140メートルの地点

13の地点 12の地点から 57度29分44秒 26.501メートルの地点

2 工区

次の14の地点から26の地点までを順次直線で結んだ線、26の地点から14の地点とを結ぶ平成18年秋分の日満潮位（D.L. + 3.66メートル）における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

14の地点 基準点 野添四等三角点（北緯32度20分21秒、東経130度29分11秒）から204度35分11秒 642.725メートルの地点

15の地点 14の地点から 57度29分53秒 11.290メートルの地点

16の地点 15の地点から 328度30分23秒 11.304メートルの地点

17の地点 16の地点から 58度32分55秒 1.469メートルの地点

18の地点 17の地点から 61度35分32秒 5.060メートルの地点

19の地点 18の地点から 67度49分01秒 5.059メートルの地点

20の地点 19の地点から 74度01分23秒 5.059メートルの地点

21の地点 20の地点から 80度13分44秒 5.059メートルの地点

22の地点 21の地点から 86度26分06秒 5.059メートルの地点

23の地点 22の地点から 92度38分28秒 5.059メートルの地点

24の地点 23の地点から 98度50分50秒 5.059メートルの地点

25の地点 24の地点から 105度04分29秒 5.059メートルの地点

26の地点 25の地点から 108度09分21秒 64.618メートルの地点

(3) 面積

1 工区 3,629.81 平方メートル

2 工区 312.77 平方メートル

合計 3,942.58 平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

葦北郡芦北町大字海浦字泊35の1、43の1、44、45、47、48、52の2、52の1、

52 の 3、53 の 3、53 の 1、65、66 の 2、67、83 の 1、83 の 16、250 の 2、250 の 1 及びこれらの区域に介在する水路に隣接介在する道路地内並びに 50 の 3、50 の 4 地内並びにこれらの区域に隣接介在する無番地（堤）地内及びこれらの地先公有水面
 (2) 区域

次の A の地点から O の地点までを順次直線で結んだ線及び O 地点と A の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

A の地点 基準点 野添四等三角点（北緯 32 度 20 分 21 秒、東経 130 度 29 分 11 秒）から 213 度 59 分 37 秒 720.195 メートルの地点

B の地点 A の地点から 144 度 55 分 08 秒 82.123 メートルの地点

C の地点 B の地点から 57 度 29 分 52 秒 151.359 メートルの地点

D の地点 C の地点から 108 度 09 分 24 秒 69.464 メートルの地点

E の地点 D の地点から 5 度 46 分 51 秒 7.682 メートルの地点

F の地点 E の地点から 12 度 20 分 56 秒 21.780 メートルの地点

G の地点 F の地点から 283 度 07 分 53 秒 21.848 メートルの地点

H の地点 G の地点から 287 度 59 分 28 秒 58.863 メートルの地点

I の地点 H の地点から 262 度 56 分 55 秒 21.343 メートルの地点

J の地点 I の地点から 244 度 22 分 43 秒 16.393 メートルの地点

K の地点 J の地点から 229 度 09 分 20 秒 7.808 メートルの地点

L の地点 K の地点から 250 度 22 分 26 秒 18.078 メートルの地点

M の地点 L の地点から 269 度 20 分 51 秒 61.902 メートルの地点

N の地点 M の地点から 259 度 22 分 55 秒 12.087 メートルの地点

O の地点 N の地点から 245 度 58 分 49 秒 18.433 メートルの地点

(3) 面積

11,446.17 平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 関係書類の縦覧場所

熊本県農林水産部漁港漁場整備課及び芦北町農林水産課

6 縦覧期間

告示の日から起算して 3 週間

熊本県告示第 1008 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 11 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	旭志鹿本 線	菊池市旭志弁利 572 番 2 地先から 同所 567 番 1 地先まで	前	5.4	43.0	単道改
			後	7.2		
			前	6.8	43.0	
			後	21.0		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 11 月 30 日

熊本県告示第 1009 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 11 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考

主要 地方 道	天瀬阿蘇 線	阿蘇市西湯浦字端辺	前	13.7 ～ 37.0	199.0	24 条工 事（農免 農道整備 関連）
		1454 番 6 地先から 同所	後	15.5 ～ 37.0	199.0	
一般 県道	北外輪山 大津線	阿蘇市西湯浦字端辺	前	12.0 ～ 20.1	108.2	
		1454 番 35 地先から 同所	後	12.0 ～ 32.8	108.2	
一般 県道	田迎木原 線	熊本市御幸木部二丁目	前	4.9 ～ 8.7	39.5	単橋改
		839 番 1 地先から 同所	後	7.6 ～ 8.7	39.5	
		842 番 1 地先まで				

2 区域を変更する期日 平成 19 年 11 月 30 日

熊本県告示第 1010 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 11 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	旭志鹿本線	菊池市旭志弁利	305.5	単道改
		573 番 1 地先から 同所 1023 番 2 地先まで		

2 供用を開始する期日 平成 19 年 11 月 30 日

熊本県告示第 1011 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 19 年 11 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 調達する特定役務の名称及び数量

平成 20 年度自動車税納税通知書等に係る委託業務

2 入札参加資格

物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限

- る。)により提出すること。
- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班 (県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 (内線 6350)
ダイヤルイン 096-333-2581
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 11 月 30 日 (金) から平成 19 年 12 月 19 日 (水) までの日 (県の休日
を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資
格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 21 年 9 月 30
日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査
申請の受付を平成 21 年 7 月 1 日から平成 21 年 7 月 31 日までに行う。

熊本県告示第 1012 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にす
る旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 19 年 11 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡甲佐町大字坂谷字葛ノ尾 79 の 1、166 の 1、
167 の 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字葛ノ尾 167 の 1、79 の 1・166 の 1 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限
る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本
県上益城地域振興局並びに甲佐町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1013 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にす
る旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。
平成 19 年 11 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上益城郡御船町大字水越字大平 1474、1503 から
1505 まで、字姫椿 1529
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字姫椿 1529、字大平 1474・1503・1504 (以上 3 筆について次の図に示す部分に限
る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市
町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本
県上益城地域振興局並びに御船町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第945号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年11月30日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

平成20年度自動車税納税通知書等に係る委託業務

(2) 委託業務の内容

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 委託期間

平成20年1月24日から平成20年12月1日まで

(4) 入札方法

ア 入札金額は委託内容総額で行います。

(「入札書作成見本」参照)

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札説明書及び要求仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用します。

エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査のうえ、有資格者として営業種目、その他の業務委託(納税通知等関係業務)に登録された者であること。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(4) 5の(3)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。

(5) 5の(3)のアの時点において、財団法人日本情報処理開発協会によりプライバシーマークを認定及び付与された者であること。

(6) 印刷用の情報を提供してから、3時間以内に作業に着手することができ、本県職員による印刷物の内容確認を速やかに行うことができること。また、プリント、封入封緘または圧着作業は、同一の敷地内で行うこと。なお、県より作業状況の検査、立会いを要望した場合は速やかに応じられること。

3 競争入札参加資格確認の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入参加資格の有無について確認を受けなければならない。

(1) 提出期間

平成19年11月30日(金)から平成20年1月4日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。

(2) 提出場所

4に記載のとおり

(3) 提出方法

4に記載の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(4) 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

4 契約条項を示す場所

熊本県総務部税務課管理班(県庁行政棟本館3階)

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

電話番号 096-333-2101(ダイヤルイン)

5 入札手続等

(1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

4に記載のとおり

(2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

ア 交付期間

平成19年11月30日(金)から平成20年1月9日(水)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。

- イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成20年1月10日(木)午後1時30分から
 - イ 場所
熊本県庁行政棟本館10階1001会議室
- (4) 入札書の提出方法
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成20年1月9日(水)午後5時30分までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(3)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
 - (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を提出しない代理人のした入札
 - ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
 - エ 記名押印を欠く入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - キ 明らかに連合によると認められる入札
 - ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - ケ 2以上の意思表示をした入札
 - コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
 - サ その他入札に関する条件に違反した入札
 - (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (5) 最低制限価格
設定しない。
 - (6) 契約の締結
 - ア 契約書作成の要否
要
 - イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
 - ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
 - (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
 - (8) その他詳細は、入札説明書による。
 - (9) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

- (1) Name and quantity of commodity
Making of the tax notices of the automobile tax and other supplies for fiscal 2008
- (2) Place to supply commodity
Shown in the bid explanation form
- (3) Date and place to submit bidding proposal
January 10th 2008 1:30 p.m.
The No.1001 conference room (10th floor)
Prefectural Office of Kumamoto
- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail
January 9th 2008
- (5) Language and currency to be used for bidding
Japanese language and currency only
- (6) Name of the department in charge of this bidding contract
Management Section, Tax Division,
Department of General Affairs,
Prefectural Office of Kumamoto
6-18-1 Suizenji, Kumamoto city,
Kumamoto Prefecture, 862-8570 Japan
Phone: 096-383-1111 Ext. 3370, 3371

熊本県公告第 946 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第 189 条の規定により、当該通知の内容を高森町役場に掲示する。

平成 19 年 11 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 所在の不明な者の氏名

坂梨 年行、堀田 澄子、本田 正一、本田 高、古庄 鶴治、三森 富藏、荒牧 國唯、荒牧 金太郎、坂田 チトジュ、荒牧 末彦、本田 春雄、姫野 国太郎、甲斐 福市、本田 末廣、村山 繁、本田 末廣、金馬 武男、田上 新次郎、田上 峯一、杉田 トヨ、杉田 鶴彦、三森 松彦、佐伯 今朝一、坂梨 今朝太、後藤 爲一、後藤 信平、甲斐 末貞、谷川 鶴彦、徳丸 源寿、伊藤 政憲、井上 等、本田 公憲、後藤 幸一郎、児玉 悠生、尾熊 勇治郎

2 通知の趣旨

- (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 19 年 11 月 5 日付け熊本県告示第 945 号による。

熊本県公告第 947 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 29 条第 2 項の規定により、城南町中央土地区画整理組合の理事の氏名及び住所を次のとおり公告する。

平成 19 年 11 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

氏 名	住 所
伊 藤 伸 也	城南町大字宮地 829
池 部 宗 行	城南町大字宮地 1346
池 本 信 行	城南町大字宮地 1344
甲 斐 一 行	城南町大字宮地 946
甲 斐 誠 一	城南町大字宮地 754-1
甲 斐 誠 司	城南町大字宮地 1273
柿 原 重 夫	城南町大字宮地 926
木 下 藤 太	城南町大字宮地 888
久 我 義 春	城南町大字今吉野 746
倉 岡 育 男	城南町大字今吉野 1072
倉 岡 隆 之	城南町大字今吉野 737-1
濱 田 藪 吉	城南町大字宮地 1054-4
前 田 勝	城南町大字坂野 509-2
宮 崎 孝 行	城南町大字坂野 270

宮 崎 正 光	城南町大字島田 706
山 村 幸 一	城南町大字今吉野 1047-4
米 村 國 廣	熊本市田迎三丁目 11 番 30 号
和 田 渡	城南町大字宮地 1121

熊本県公告第 948 号

歯科技工士法の一部を改正する法律（昭和 57 年法律第 1 号）附則第 2 条の規定により、平成 20 年熊本県歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成 19 年 11 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験期日
 - (1) 学説試験
平成 20 年 2 月 19 日（火）午前 9 時から午後 4 時まで
 - (2) 実地試験
平成 20 年 2 月 20 日（水）午前 9 時から午後 4 時まで
- 2 試験場所
 - (1) 学説試験
熊本県健康センター 熊本市東町四丁目 11 番 1 号
 - (2) 実地試験
熊本歯科技術専門学校 熊本市本荘三丁目 1 番 6 号
- 3 受験資格
次のいずれかに該当する者
 - (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者又は平成 20 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者
 - (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者又は平成 20 年 3 月 31 日までに卒業見込みの者
 - (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
 - (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が（1）、（2）又は（3）に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- 4 試験科目
 - (1) 学説試験
歯科理学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規
 - (2) 実地試験
歯科技工実技
- 5 試験方法
学説試験は筆記により、実地試験は実技により行う。
- 6 受験願書の受付期間
平成 20 年 1 月 9 日（水）から同年 1 月 16 日（水）までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
なお、郵送の場合は、同年 1 月 16 日（水）の消印のあるものまで有効とする。
- 7 受験願書の提出先
熊本県健康福祉部医療政策総室
〒 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
- 8 提出書類
 - (1) 受験願書（別記第 1 号様式）
 - (2) 受験票（別記第 2 号様式）
ア 受験票に必要事項を記入し、所定の位置に写真（縦 6 センチメートル、横 4 センチメートルとし、出願前 6 か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影したもので、本人と確認できるもの）を貼り付けること。
イ 受験番号欄には何も記入しないこと。
 - (3) 3 の（1）又は（2）に該当する者には、卒業証明書又は卒業見込証明書
 - (4) 3 の（3）に該当する者には、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類
 - (5) 3 の（4）に該当する者には、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類及び厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類
- 9 受験手数料
 - (1) 受験手数料は、36,000 円とする。
 - (2) 県内居住者は、願書に 36,000 円に相当する額の熊本県収入証紙を貼り付けること。
 - (3) 県外居住者は、願書に 36,000 円の郵便小為替を添付するか、又は現金書留で郵送すること。
 - (4) 一度納入した受験手数料は、返還しない。
- 10 口頭による個人情報の開示請求

この試験結果の自己に関する個人情報については、次のとおり口頭による開示請求を行うことができる。

- (1) 開示を行う内容 総合得点及び科目別得点
- (2) 開示を行う期間 合格発表の日から 1 か月
- (3) 開示を行う場所 熊本県健康福祉部医療政策総室
なお、本人であることを証明するため、受験票を持参する必要がある。

11 その他

- (1) 受験願書の受付を終わった者には、受験票を交付する。(受験票は試験当日必ず持って来ること。)
- (2) 卒業見込証明書を添付して受験願書を提出した者は、平成 20 年 3 月 11 日(火)までに卒業証明書を提出しなければならない。
- (3) 試験場内での携帯電話の使用は認めない。
- (4) 合格発表は、平成 20 年 3 月 21 日(金)午後 1 時に熊本県庁行政棟本館 1 階ロビーに合格者の受験番号を掲示するとともに、熊本県ホームページに掲載する。
また、合格者には合格証書を送付する。
- (5) 試験に関する照会及び受験願書等の請求は、〒 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号熊本県健康福祉部医療政策総室(電話 096-333-2205、096-333-2206)へ行うこと。
なお、郵便で請求する場合は、A4 判の書類が郵送できる封筒の表に「歯科技工士試験」と朱書し、140 円分の切手を貼ったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

登載依頼

熊本県公安委員会告示第 15 号

道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 108 条の 29 の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のように委嘱したので、地域交通安全活動推進委員に関する規程(平成 3 年熊本県公安委員会規程第 2 号)第 4 条の規定により告示する。

平成 19 年 11 月 30 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

- 1 委嘱年月日
平成 19 年 11 月 30 日
- 2 委嘱を受けた者の氏名、住所及び活動区域

氏 名	住 所	活 動 区 域
瀧下 敏彦	宇城市豊野町巢林 747 番地	宇城警察署管轄区域

有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類の公表（公告）

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 の規定により、有明海自動車航送船事業の業務状況を説明する書類を次のとおり公表する。

平成 19 年 11 月 30 日

有明海自動車航送船組合
管理者 熊本県知事 潮谷 義子

1 有明海自動車航送船事業の平成 19 年度上半期（平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで）における業務の状況は、次のとおりである。

(1) 事業の概要

当期における輸送実績は、航送車両数 209,029 台、車両収入 493,962,290 円、同乗旅客数 280,333 人、同乗旅客収入 101,156,460 円、一般旅客数 54,100 人、一般旅客収入 21,888,030 円である。

これを前年度同期と比較すると、航送車両数 1,453 台（0.7%）の増、車両収入 5,168,270 円（1.1%）の増、同乗旅客 5,834 人（2.1%）の増、同乗旅客収入 1,678,590 円（1.7%）の増、一般旅客数 8,003 人（7.4%）の増、一般旅客収入 3,241,090 円（7.4%）の増となる。

(2) 職員数（平成 19 年 9 月 30 日現在）

一般職員 15 人

船舶職員 38 人

合 計 53 人

(3) 条例、規則の制定改廃

有明海自動車航送船組合職員の給与の特例に関する条例（平成 19 年組合条例第 2 号）

(4) 議会議決事項

○ 平成 19 年 6 月 22 日招集の有明海自動車航送船組合議会第 1 回臨時会に上程し、同日可決された議案は、次のとおりである。

第 1 号議案 有明海自動車航送船組合職員の給与の特例に関する条例

○ 平成 19 年 9 月 3 日招集の有明海自動車航送船組合議会第 2 回定例会に上程し、同日可決された議案は、次のとおりである。

第 1 号議案 有明海自動車航送船事業会計決算の認定について

(5) 経理状況

ア 損益計算書 別表 1

イ 貸借対照表 別表 2

2 平成 18 年度有明海自動車航送船事業会計決算の概要

平成 18 年度は、個人消費、年金問題等に対する先行き不安から景気の回復を未だ実感できない状況が続いている中、当組合は 14 年度から実施した第二次経営健全化計画の最終年度を迎え、一層の経費節減に努めたものの、春先からの記録的な天候不順とガソリン代の高騰等により輸送台数が急激に減少したため、昨年度の 44 万 7 千台を大きく下回る 40 万 9 千台となった。

また、19 年度からの新たな経営健全化計画の策定に際し、今後の経常収支の状況を明確にするため、公認会計士の指導による会計基準の見直しを実施し、職員全員分の退職給与金 993,000,000 円を費用化した。

この結果、973,397,497 円の赤字を計上することとなった。

- | | |
|---------------------------|------|
| (1) 平成 18 年度決算報告書 | 別表 3 |
| (2) 平成 18 年度損益計算書 | 別表 4 |
| (3) 平成 18 年度貸借対照表 | 別表 5 |
| (4) 平成 18 年度企業債及び一時借入金の概況 | 別表 6 |
| (5) 平成 18 年度固定資産明細書 | 別表 7 |

別表 1

平成 19 年度有明海自動車航送船事業上半期損益計算書
(平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日まで)

単位：円

1	営業収益			
	(1) 運航収入	587,625,505		
	(2) 運航雑入	<u>7,030,888</u>	594,656,393	
2	営業費用			
	(1) 一般管理費	2,363,884		
	(2) 運航経費	387,848,825		
	(3) 運航管理費	<u>180,623,411</u>	<u>570,836,120</u>	
	営業利益			23,820,273
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	2,051,043		
	(2) 雑収入	<u>1,376,266</u>	3,427,309	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息	0		
	(2) 雑支出	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3,427,309</u>
	経常利益			<u>27,247,582</u>
	当期純利益			27,247,582
	当期繰越欠損金			<u>903,847,350</u>
	当期末処理欠損金			<u>876,599,768</u>

別表 2

平成 19 年度有明海自動車航送船事業上半期貸借対照表
(平成 19 年 9 月 30 日)

単位：円

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
イ 船 舶	2,293,663,687		
減価償却累計額	<u>2,065,955,168</u>	227,708,519	
ロ 土 地		12,163,141	
ハ 建 物	791,026,618		
減価償却累計額	<u>240,035,905</u>	550,990,714	
ニ 構 築 物	228,639,290		
減価償却累計額	<u>180,477,579</u>	48,161,711	
ホ 機 械 装 置	5,840,400		
減価償却累計額	<u>5,548,380</u>	292,020	
ヘ 備 品	32,334,359		
減価償却累計額	<u>26,675,121</u>	<u>5,659,239</u>	
有形固定資産合計			844,975,343
(2) 無形固定資産			
イ 電 話 加 入 権		<u>757,600</u>	
無形固定資産合計			757,600
(3) 投 資			
イ 出 資 金		<u>10,200,000</u>	
投資合計			<u>10,200,000</u>
固定資産合計			855,932,943
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		335,494,581	
(2) 未 収 金		6,244,438	
(3) 有 価 証 券		679,941,000	
(4) その他流動資産		<u>13,346,924</u>	
流動資産合計			<u>1,035,026,943</u>
資 産 合 計			<u>1,890,959,886</u>

負 債 の 部

3 固定負債			
(1) 退職給与引当金		735,080,672	
(2) 修繕準備引当金		<u>17,011,843</u>	
固定負債合計			752,092,515
4 流動負債			
(1) 未払金		15,323,467	
(2) 預り金		25,431,518	
(3) その他流動負債		<u>0</u>	
流動負債合計			<u>40,754,985</u>
負債合計			792,847,500

資 本 の 部

5 資本金			
(1) 自己資本金		1,801,150,000	
(2) 借入資本金			
イ 企業債	<u>107,535,027</u>		
借入資本金合計		<u>107,535,027</u>	
資本金合計			1,908,685,027
6 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	9,727,127		
ロ 工事負担金	800,000		
ハ 補助金	<u>1,000,000</u>		
資本剰余金合計		11,527,127	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	54,500,000		
ロ 利益積立金	0		
ハ 当期末処理欠損金	<u>876,599,768</u>		
利益剰余金合計		<u>△ 822,099,768</u>	
剰余金合計			<u>△ 810,572,641</u>
資本合計			<u>1,098,112,386</u>
負債資本合計			<u>1,890,959,886</u>

2 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業法第26条 の規定による繰越額に 係る財源充当額			
第1款 資本的収入	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
第1項 固定資産売却 代金	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	(仮受消費税及び地方消費税 0円)

支 出

区 分	予 算 額						決 算 額	翌年度繰越額	不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費 支出額	流用増減 額	小 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額				
第1款 資本的支出	99,392,000	0	0	0	99,392,000	0	98,339,316	円 0	円 1,052,684	
第1項 建設改良費	28,875,000	0	982,300	0	29,857,300	0	29,823,150	0	34,150	(仮払消費税及び地方 消費税1,420,150円)
第2項 企業償還金	68,517,000	0	0	0	68,517,000	0	68,516,166	0	834	
第3項 予備費	2,000,000	0	△ 982,300	0	1,017,700	0	0	0	1,017,700	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 98,339,316円は、過年度分損益勘定留保資金 96,919,166円、及び過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,420,150円で補てんした。

別表 4

平成 1 8 年度損益計算書
(平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで)

単位：円

1	営業収益			
	(1) 運航収入	1,148,515,323		
	(2) 運航雑入	<u>16,440,403</u>	1,164,955,726	
2	営業費用			
	(1) 一般管理費	4,509,127		
	(2) 運航経費	1,440,558,189		
	(3) 運航管理費	<u>697,120,569</u>	<u>2,142,187,885</u>	
	営業損失			977,232,159
3	営業外収益			
	(1) 受取利息及び配当金	4,108,000		
	(2) 雑収入	<u>6,031,511</u>	10,139,511	
4	営業外費用			
	(1) 支払利息	5,806,312		
	(2) 雑支出	<u>498,537</u>	<u>6,304,849</u>	<u>3,834,662</u>
	経常損失			<u>973,397,497</u>
5	特別利益			
	当年度純損失			973,397,497
	前年度繰越利益剰余金			<u>50,147</u>
	当年度未処理欠損金			<u>973,347,350</u>

別表5

平成18年度貸借対照表
(平成19年3月31日)

単位：円

資 産 の 部			
1 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 船 舶	2,293,663,687		
減価償却累計額	<u>2,025,874,820</u>	267,788,867	
ロ 土 地		12,163,141	
ハ 建 物	791,026,618		
減価償却累計額	<u>232,929,512</u>	558,097,106	
ニ 構 築 物	228,639,290		
減価償却累計額	<u>177,655,019</u>	50,984,271	
ホ 備 品	31,294,359		
減価償却累計額	<u>26,224,421</u>	5,069,938	
ヘ 機 械 装 置	5,840,400		
減価償却累計額	<u>5,548,380</u>	<u>292,020</u>	
有形固定資産合計			894,395,343
(2) 無形固定資産			
イ 電 話 加 入 権		<u>757,600</u>	
無形固定資産合計			757,600
(3) 投 資			
イ 出 資 金		<u>10,200,000</u>	
投資合計			<u>10,200,000</u>
固定資産合計			905,352,943
2 流動資産			
(1) 現 金 預 金		601,834,933	
(2) 未 収 金		12,649,043	
(3) 前 払 金		3,649,520	
(4) 有 価 証 券		679,941,000	
(5) その他流動資産		<u>0</u>	
流動資産合計			<u>1,298,074,496</u>
資 産 合 計			<u>2,203,427,439</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債			
(1) 退職給与引当金		736, 173, 272	
(2) 修繕準備引当金		<u>17, 011, 843</u>	
固定負債合計			753, 185, 115
4 流 動 負 債			
(1) 未 払 金		375, 298, 184	
(2) 預 り 金		4, 079, 336	
(3) その他流動負債		<u>0</u>	
流動負債合計			<u>379, 377, 520</u>
負債合計			1, 132, 562, 635

資 本 の 部

5 資 本 金			
(1) 自己資本金		1, 801, 150, 000	
(2) 借入資本金			
イ 企 業 債	<u>107, 535, 027</u>		
借入資本金合計		<u>107, 535, 027</u>	
資本金合計			1, 908, 685, 027
6 剰 余 金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	9, 727, 127		
ロ 工 事 負 担 金	800, 000		
ハ 補 助 金	<u>1, 000, 000</u>		
資本剰余金合計		11, 527, 127	
(2) 利益剰余金			
イ 減 債 積 立 金	54, 500, 000		
ロ 利 益 積 立 金	69, 500, 000		
ハ 当年度未処理欠損金	<u>973, 347, 350</u>		
利益剰余金合計		<u>△ 849, 347, 350</u>	
剰余金合計			<u>△ 837, 820, 223</u>
資本合計			<u>1, 070, 864, 804</u>
負債資本合計			<u>2, 203, 427, 439</u>

別表 6

平成 1 8 年度企業債及び一時借入金の概況

① 企業債 単位：円

区 分	期 首 未 償 還 高	期 中 増 加 高	期 中 償 還 高	期 末 未 償 還 高
政 府 資 金	176,051,193	0	68,516,166	107,535,027
公 庫 資 金	0	0	0	0
計	176,051,193	0	68,516,166	107,535,027

② 一時借入金 なし

別表 7

平成 1 8 年度固定資産明細書

(1) 有形固定資産

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却累計額		年度末償却未済高	備 考
					当年度増加額	当年度減少額		
船 舶	2,265,806,687	27,857,000	0	2,293,663,687	75,605,907	0	267,788,867	
土 地	12,163,141	0	0	12,163,141	0	0	12,163,141	
建 物	791,026,618	0	0	791,026,618	14,312,961	0	558,097,106	
構 築 物	228,639,290	0	0	228,639,290	5,757,234	0	50,984,271	
備 品	30,748,359	546,000	0	31,294,359	1,016,910	0	5,069,938	
機械装置	5,840,400	0	0	5,840,400	0	0	292,020	
計	3,334,224,495	28,403,000	0	3,362,627,495	96,693,012	0	894,395,343	

単位：円

(2) 無形固定資産

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	備 考
電話加入権	757,600	0	0	757,600	
計	757,600	0	0	757,600	

単位：円

(3) 投 資

資産の種類	年度当初現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	備 考
高原温泉観光株式会社	200,000	0	0	200,000	
有明テレビ振興株式会社	10,000,000	0	0	10,000,000	
計	10,200,000	0	0	10,200,000	

単位：円

熊本県国土利用計画審議会公告第 1 号

熊本県国土利用計画審議会土地利用計画特別委員会の会議を、次のとおり開催する。
平成 19 年 11 月 30 日

熊本県国土利用計画審議会土地利用計画特別委員会
委員長 荒木泰臣

- 1 開催日時
平成 19 年 12 月 4 日（火）
午後 2 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 13 階 展望会議室
- 3 議題
(1) 第 4 次国土利用計画（熊本県計画）素案について
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
5 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻 5 分前までに、当該会議の会場において、事務局の指示に従って会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県国土利用計画審議会土地利用計画特別委員会事務局
(熊本県地域振興部地域政策課 土地利用対策班内)
(電話 096-333-2170)

正 誤

平成 19 年 7 月 25 日熊本県告示第 649 号（大門港公有水面埋立しゅん功認可）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
19	20～22	天草市楠浦町 256 の 12、256 の 7 地先並びに 288 の 9、288 の 1、288 の 10、291 の 13、291 の 5、291 の 4、291 の 12、291 の 7、291 の 9、291 の 3、291 の 11 及び 299 の 3 に隣接する無番地地先公有水面	天草市楠浦町 256 の 12、256 の 7 地先並びに 288 の 9、288 の 1、291 の 5、291 の 4、291 の 12、291 の 7、291 の 9、291 の 3、291 の 11 及び 299 の 3 に隣接する無番地地先公有水面

